

平成25年度 景観推進事務事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	建設部 都市計画課			担当者	高山 和人	
根拠法令等	景観法、薩摩川内市景観条例					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	都市力を創出するまちづくり		施策	住環境の整備		
			小施策	良好な住宅の計画的な整備・維持管理の推進		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画総務費
	事項	景観推進費		細事項	景観推進費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	- 各地区で住民が誇りに思う景観を、景観地区、景観重要樹木及び景観重要資産として市がこれを指定する。 - 指定後は市の広報媒体を利用し市内外に広く周知し、保全・活用について支援策を講じるとともに、地区コミを中心とした地域活性化策の支援を行う。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内全域に対し				
	手段（市がどのような活動をするか）	・景観提案制度の周知 ・案内板の整備 ・景観整備補助金の交付				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	良好な景観を利活用した地域の活性化				
	事業開始年度	平成19年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	景観地区等の指定に向けた地区コミとの協議		年3回	平成28年度	
成果指標	景観地区、景観重要樹木及び景観重要資産等指定		延べ19ヶ所	平成28年度		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	4,499	3,261	3,432	3,432	3,432
	委員等報酬	2,090	2,010	2,146	2,146	2,146
	社会保険料	281	286	309	309	309
	報償費	33	25	31	31	31
	旅費	453	102	294	294	294
	消耗品費	51	87	84	84	84
	印刷製本費	341	214	266	266	266
	工事請負費	1,148	435			
	九州景観行政連絡協議会負担金	2	2	2	2	2
	補助金	100	100	300	300	300
	景観整備事業補助金	100	100	300	300	300
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	4,499	3,261	3,432	3,432	3,432
	要員配置状況	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	職員	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	嘱託員	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
臨時職員等						
活動実績・計画	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	
成果指標の推移	延べ7ヶ所	延べ7ヶ所	延べ10ヶ所	延べ13ヶ所	延べ16ヶ所	
特筆すべき事項等	予算には、嘱託員1名分の経費2,286千円（委員等報酬1,977千円、社会保険料309千円）を含む。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) ・各地区に存在する良好な景観資産等を利活用し、地区コミと協働した活動を支援するため事業を実施する必要がある。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・事業開始から4年を経過したが、現段階では学識経験者の派遣や事業内容の情報提供及び景観審議会の運営など、地域住民への啓発活動に対して幅広く支援方策を検討し実施していくことが重要であることから、市で実施する必要がある。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・今後、景観地区、景観重要樹木、景観重要資産等に対する各種支援策をさらに充実していくことが必要である。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・今後、景観地区、景観重要樹木及び景観重要資産等の指定と、それに伴う支援事業等が必要になることから、現状人員が必要である。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) ・事業開始後、地区コミには事業の趣旨を御理解いただき、地元の誇るべき資産を景観重要樹木及び景観重要資産等に指定している。景観の創出・保全活動は地域活性化の一つの手法であり、今後、啓発活動、地域活動の支援を展開していくことが重要な活動である。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) ・各地区での啓発のみでなく、モデル地区を設定し、その成功が他地区へ広がりへつなげる可能性があり、モデル地区での重点的取り組みを検討する。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 薩摩川内市ふるさと景観計画の策定から5年目を迎えている中で、景観行政は概ね順調に取り組みが進められてきている。 また、景観の創出・保全活動は、市民の環境美化意識の向上につながるほか、地域活性化の一つの手法であり、引き続き実施していく必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

景観推進事務事業の概要

■ 景観届出

大規模な建物の新築等や土地の造成等に対し、景観形成基準に適合しているか審査を行うとともに、景観に配慮した行為を行うよう指導する。

年度別届出状況

年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
届出数	3 7 件	7 2 件	7 5 件	8 7 件

■ 景観啓発

地域の景観を再発見し、地域と一体となって守り育てるとともに、地域活性化策として活用する。

1 景観提案制度

- 各地域の住民が誇りに思う景観を地区コミから提案して頂き、景観審議会で調査・審議し指定する。必要に応じて、景観アドバイザーの派遣を行う。

【予算額 3 7 1 千円（景観審議会経費 3 0 3 千円、景観アドバイザー費 6 8 千円）】

指定状況

	指 定 日	指定の種類	地 区	指定した資産
1	平成 21 年 12 月 18 日	景観重要資産	樋脇（藤本）	藤本滝
2	平成 21 年 12 月 18 日	景観重要資産	樋脇（倉野）	倉野磨崖仏
3	平成 22 年 3 月 24 日	景観重要資産	川内（峰山）	長崎堤防
4	平成 22 年 3 月 24 日	景観重要資産	川内（峰山）	江之口橋
5	平成 22 年 10 月 1 日	景観重要資産	東郷（南瀬）	南瀬の夫婦イチョウ(雄株・雌株)
6	平成 23 年 3 月 28 日	景観重要樹木	〃	〃
7	平成 23 年 3 月 28 日	景観重要資産	里	里町武家屋敷跡の玉石垣
8	平成 25 年 4 月 8 日	景観重要資産	入来（朝陽）	朝陽轟滝
9	平成 25 年 4 月 8 日	景観重要資産	川内（育英）	憩いと歴史の中郷池
10	平成 25 年 4 月 8 日	景観重要資産	祁答院（黒木）	木場の棚田

景観アドバイザー

区分	氏名	住所	所属
まち歩き	東川 隆太郎	鹿児島市	NPO法人かごしま探検の会代表理事 県観光アドバイザー 県景観アドバイザー
建築	中俣 知大	薩摩川内市高城町	鹿児島県建築士会 川薩支部長 一級建築士数寄楽舎(有)代表取締役
緑化	江畑 拓美	薩摩川内市湯島町	鹿児島県造園建設業協会理事 拓美庭園代表取締役
色彩	江良 喜代子	鹿児島市	e r a 色彩計画代表 薩摩川内市景観審議会委員 鹿児島市景観アドバイザー

- 指定後は、広報紙・市ホームページ等による広報や、案内板を設置する。今年度は、準景観地区案内パンフレットを作成する。【予算額 1 0 5 千円（全て印刷製本費）】
- 地区コミに対し景観整備事業補助金を交付する。【予算額 3 0 0 千円（全て補助金）】
- 地域活性化策として活用するため、地元地区コミと支援策を協議する。
- 提案方法や活用策の先進地となる景観モデル地区の設定など検討する。

2 景観100選選定・活用事業【予算額 95千円（全て印刷製本費）】

- ・ 地域の自慢できる景観を広く紹介するため、平成22年度に本市の景観100選として募集し、景観審議会を選定した。「景観100選マップ」を作成し、観光案内所等に常置・配布し活用している。
平成25年度は、「景観100選マップ」の増刷を行う。

3 景観表彰制度（絵画コンクール）

【予算額107千円（表彰用図書券11千円、消耗品30千円、チラシ代66千円）】

- ・ 小学生を対象として、地元の景観に愛着を持ってもらうため実施している。
- ・ 全作品を12月中旬～1月中旬の約1カ月間、まちあいサロンや山形屋、道の駅などに展示する

応募件数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募件数	416件	472件	449件	424件

4 景観学習事業【予算額35千円（全て消耗品費）】

- ・ 地域の見慣れた風景を景観として再発見し、守り育てる意識を育てるため実施している。
- ・ 景観学習の時間にポスター等を作成し、地域内の施設等に展示する。

実施状況

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施小学校	入来小学校	南瀬小学校	藤本小学校	峰山小学校	黒木小学校

5 景観まちあるきウォッチング【予算19千円（全て消耗品費）】

- ・ 実施地域の小学生を対象に、地域の景観を再発見してもらうため、平成21年に指定した景観整備機構（建築士会・造園建設業協会）と共催し、実施している。

実施状況

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催場所	新田神社周辺	藤本地区	峰山地区
参加者数	60名	75名	80名

6 九州景観行政連絡協議会に加入し、積極的に景観行政に取り組んでいる九州内の他市町村と連携を図るとともに、鹿児島県と情報共有を図っている。【予算額114千円（旅費112千円、負担金2千円）】



①景観表彰

小学生絵画コンクール

審査会(H22/11/19)

(平成22年度)



②

小学生絵画コンクール

作品展示

(平成22年度)

まちあいサロン

(入賞者)



③

小学生絵画コンクール

作品展示

(平成22年度)

川内駅2階ホール



①景観学習

H23.6.24

藤本小学校

(景観かるた)



②景観学習

(授業風景)

(標語作成)



③景観学習

(標語発表)





①まちあるき

H23.8.2

藤本地区



②まちあるき



③まちあるき

所管部課名	建設部 都市計画課		担当者	高山 和人				
事務事業名	景観推進事務事業							
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市景観整備事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	300 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 300 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	事業実施による景観資産の維持管理							
成果指標②								
補助対象者	景観資産が地域内に存する地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	景観資産の維持管理に必要な経費のうち地元地区コミでは作業が困難な事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
事業・活動の内容	景観資産の整備及び維持管理							
補助金額又は補助率	事業に要した経費のうち10万円を上限とする							
補助金額又は補助率の積算方法	予算の範囲内で交付するものとするし、各年度において1回のみ交付し補助金額は10万円を上限とする。							
過去3年分の歳入・歳出決算の状況	収入	自己資金	7,000	6.5%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入	7,000	6.5%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	100,000	93.5%	99,750	100.0%	99,750	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	107,000	100.0%	99,750	100.0%	99,750	100.0%
		事業費	107,000	100.0%	99,750	100.0%	99,750	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	107,000	100.0%	99,750	100.0%	99,750	100.0%
		支出計/前年度支出計			93.2%		100.0%	
自己資金/前年度自己資金				0.0%				
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付決定件数	1		1		1			
成果指標の推移①	1件（藤本滝）		1件（南瀬夫婦イチョウ）		1件（南瀬夫婦イチョウ）			
成果指標の推移②								
その他特記すべき事項等	①毎年地元と協議を重ね実施している ②該当なし ③地区コミュニティ活動 ④HP等で周知している ⑤今後も継続することで、景観資産の活用期待できる ⑥景観資産を守り、活用するためにも重要な補助金であり継続していきたい ⑦特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域のシンボルとしての活用に大きく寄与している当該景観資産を、地域の誇りとして守り、活用するために大きく寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	② 高齢化が進み、地域内における観光資源等が存在しない中、景観資産をひとつの観光資源と捉え、これを地域活性化の核とするため、その維持管理に係る支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	景観資源を良好な状態に保つためには、地元による維持管理が重要であるが、地区コミでの活動では困難な事業に対する補助については大きな効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地区コミ若しくは市が直接実施しても成果は同じであるが、地元地区コミ主導で行うことで、景観資産に対する意識の高揚が図られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	地元地区コミでは困難な事業のみの補助であり、固定的にならないよう厳しく審査している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地元地区コミによる公益的な活動である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	他に政策手段もなく、最も妥当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	明確な事業実施内容を確認したうえで補助金を交付しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 廃止
	上記方向の理由 景観資産を守り、活用するため、今後とも実施していきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

景観整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、景観地区、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産（以下「景観地区等」という。）の整備及び維持管理に関する事業でなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとするし、各年度において1回のみ交付し補助金額は10万円を上限とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、事業の実施に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付するものとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる事業

(交付の申請)

第5条 景観整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の実施に要する経費の分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、景観地区等の良好な維持管理に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

課長	課長代理	主幹	グループ長	グループ
				

様式第11号(第15条関係)



平成24年7月5日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名

南瀬地区コミュニテ

法人にあつては名称及び
表者の氏名



補助金等実績報告書

平成24年5月22日付け薩都指令第1号で決定通知のあった平成24年度景観整備事業補助金に係る事業を実施したので、薩摩川内市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他

事業実績書

- 1 事業の目的 平成23年度において、ベンチ移設及び雄株の縁石設置及び土壌改良を行ったところでありますが、本年度は雌株について、縁石の設置、土留め及び土壌改良工事を専門業者に委託し、雌株の保全を図るため実施した。

- 2 事業実施実績 委託料一式 99,750円

様式第3号(第5条関係)

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	99,750	99,750			
		0			
計	99,750	99,750			

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比 較		備 考
			増	減	
委託料一式 (仮払経費 土留費 土留の取付)	99,750	99,750			
計	99,750	99,750			

様式第8号(第10条関係)



平成24年7月5日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所

氏 名

南瀬地区コミュニティ

会長

法人にあっては名称及び代表者の氏名



工事完成報告書

平成24年度における景観整備事業補助金に係る工事が、下記のとおり完成したので、薩摩川内市補助金等交付規則第10条の規定に基づき、報告します。

記

交 付 決 定	平成24年5月22日 薩都指令第 1 号
事 業 種 目 (工種又は施設区分)	縁石設置・土留設置・土壌改良工事
着 手	平成24年6月28日
完 成	平成24年6月29日
事 業 主 体	南瀬地区コミュニティ協議会
事 業 施 工 箇 所	南瀬夫婦イチョウ
施 工 方 法 (請負の場合は、請負者の住所、氏名等)	請 負 薩摩川内市湯島町4208 (南拓美庭苑)
事 業 量	1 式
事 業 費	99,750円

南瀬夫婦イチヨウ(雌株)保護工事



現況写真

①全景

(右:雌株 左:雄株)



②雌株現況



③雌株施工計画



完 成

④